

第7表 諸手当に関する調

(その1)

市町村名	扶養手当								地域手当		住居手当				暫定再任用への支給の有無
	国との異同	配偶者 国7級以下	配偶者 国8級	子	父母等 国7級以下	父母等 国8級	父母等 国9級以上	特定期間 の加算	国との異同	支給率(%) 団体	国との異同	借家・借間 上 限	自 宅 上 限	そ の 他	
横 浜 市	×	6,500	3,500	10,000					○	16.0	×	40歳に達する日以後最初の3/31まで：19,600			×
川 崎 市	×	7,000	7,000	10,000	7,000	7,000	7,000		○	16.0	×	31歳未満：25,200 31歳以上40歳以下：16,500 41歳以上：10,000			○
相 模 原 市	×	6,500	6,500	10,000		6,500	6,500		○	12.0	○				×
横 須 賀 市	×	7,700	7,700	10,100	7,700	7,700	7,700	5,500	○	11.0	×	30,000	5,000		○
平 塚 市	○								×	16.0	×	(市内)29,000 (市外)28,000			○
鎌 倉 市	×	4,000	4,000	12,200	7,500	7,500	-		×	15.0	×	R2.4.1以降採用者 (市内)33,000 (市外)18,000 R2.3.31から引き続き在職者 (市内)30,100 (市外)28,000	(市内)15,300 (市外※)9,800	※平成27年3月31日までの入居に限り、当分の間支給。	○
藤 沢 市	×	7,800	7,800	12,100	7,800	7,800	7,800		○	14.0	×	28,000(※)	11,100	※支給区分の額が国と異なる。	×
小 田 原 市	○								○	11.0	○				○
茅 ヶ 崎 市	×	支給なし		13,000	7,800	7,800	7,800		×	16.0	×	28,000(※)		※支給区分の額が国と異なる。	×
逗 子 市	×	4,300	-	12,700	7,800	-	-		×	12.0	×	28,000(※)		※支給区分の額が国と異なる。	○
三 浦 市	○								○	10.0	×	28,000(※)		※支給区分の額が国と異なる。	○
秦 野 市	×		3,000			6,500	-		○	10.0	×	29,600			○
厚 木 市	×	4,000	4,000	12,000	7,500	-	-		○	16.0	×	27,000	9,000		○
大 和 市	×		3,000			6,500	-		×	12.0	○				○
伊 勢 原 市	×	4,000	-	12,500	7,000	-	-	5,500	○	11.0	×	29,000			○
海 老 名 市	×	4,000	4,000	12,500	7,500	7,500	-		○	12.0	×	(市内)38,000 (市外)28,000			○
座 間 市	×	6,000	-		7,000	-	-	5,500	○	12.0	×	27,000			○
南 足 柄 市	×		3,000			6,500	-		×	10.0	×		(市内・新築・購入後5年経過まで) 5,000		○
綾 瀬 市	×	4,000	4,000	12,500	7,500	7,500	-	5,500	×	12.0	×	(市内)29,700 (市外)27,000	(市内)5,000		×
葉 山 町	×	4,000	4,000	13,000	7,600	7,600	-		×	12.0	×	29,300	12,000		○
寒 川 町	○								×	12.45	×	28,800	7,000		×
大 磯 町	○								×	12.0	×	27,000	8,000		×
二 宮 町	○								○	10.0	×	28,000(※)		※支給区分の額が国と異なる。	○
中 井 町	×		3,000						×	12.0	×		(新築・購入後5年経過まで) 5,000		○
大 井 町	○								×	12.0	×		(新築・購入後5年経過まで) 7,000		○
松 田 町	×	7級相当 支給なし	-		7級相当 3,500	-	-		×	6.0	×		(新築・購入後5年経過まで) 3,000		×
山 北 町	○								×	8.0	×		(新築・購入後5年経過まで) 3,000		○
開 成 町	×		3,000			6,500	-		×	12.0	×	(町内)38,000 (町外)23,000	(町内)5,000 (新築・購入後5年経過まで) (町内)7,000		○
箱 根 町	×		3,000			6,500	-		○	4.0	×	(町内)38,000 (町外)28,000			○
真 鶴 町	○								○	4.0	○				○
湯 河 原 町	○								○	4.0	○				○
愛 川 町	×		3,000			6,500	-		×	12.0	×	(町内)28,000 (町外)21,000			×
清 川 村	○								×	10.0	×	(村内)20,000 (村外)10,000	(新築・購入後10年超) (村内)5,000 (新築・購入後5年超10年経過まで) (村内)7,500 (村外)2,500 (新築・購入後5年経過まで) (村内)10,000 (村外)5,000		○
国		3,000	支給なし	11,500	6,500	3,500	支給なし	5,000				28,000	支給なし		○

(注1) 「扶養手当」及び「住居手当」欄の空欄は国と同額であることを示す。

(注2) 「国との異同」欄の○は、全ての項目で国と同額の場合のみ。

(単位：円)

(その2)

市町村名	通 勤 手 当																	特 殊 勤 務 手 当				
	国との 異同	支給対象者	交通機関	新幹線特例 の有無	交 通 用 具												手 当 数					
					～2km	2～5km	5～10km	10～15km	15～20km	20～25km	25～30km	30～35km	35～40km	40～45km	45～50km	50～55km	55～60km	60～km	A	B	C	計
横 浜 市	×	1km以上	55,000以下	×														3	2	4	9	
川 崎 市	×		55,000以下	×														13	7	21	41	
相 模 原 市	×		55,000以下	×														8	4	7	19	
横 須 賀 市	×		55,000以下	×														9		12	21	
平 塚 市	×		全 額	×														9	1	9	19	
鎌 倉 市	×			×														3	2	7	12	
藤 沢 市	×		全 額	×	自転車の場合、300円加算												8	1	4	13		
小 田 原 市	×		55,000以下	×														10	4	27	41	
茅ヶ 崎 市	×		全 額	×														7		9	16	
逗 子 市	×	※新幹線利用者の 条件が国と異なる		○(※)														5	1	8	14	
三 浦 市	×		55,000以下	×														4		5	9	
秦 野 市	×		全 額	×		2,500	4,600											2		3	5	
厚 木 市	×		55,000以下	×		3,500	4,800	7,200										7		9	16	
大 和 市	○			○														5		10	15	
伊 勢 原 市	×		55,000以下	×		2,500	4,500						40km以上:24,400円				5		8	13		
海 老 名 市	×		55,000以下	×		2,500	4,600											4	1	4	9	
座 間 市	×		55,000以下	×		3,500	5,000											7	1	3	11	
南 足 柄 市	×		55,000以下	×														6	1	5	12	
綾 瀬 市	×		55,000以下	×		3,000	4,700											4	1	3	8	
葉 山 町	×		全 額	×	2km:2,600 2kmを超える1kmごとに600円加算												37,400	4		2	6	
寒 川 町	×		全 額	×	1,700	3,300	4,800	7,200	9,300	11,800	13,900	16,300	18,700	40km以上:21,100円				3			3	
大 磯 町	×		全 額	×		4,000	5,200	7,300	8,900	11,300	13,700	16,100	18,500	40km以上:20,900円				2		1	3	
二 宮 町	×			×		2,200												2	1	2	5	
中 井 町	×			×														4	1	1	6	
大 井 町	×		55,000以下	×														3		1	4	
松 田 町	×		55,000以下	×														2		2	4	
山 北 町	×			×	2～3km:2,000 1kmにつき400～1,160円加算						40km以上:25,980円						3		2	5		
開 成 町	×		55,000以下	×														4	1	1	6	
箱 根 町	○																	4	1	7	12	
真 鶴 町	×		55,000以下	×														4	1		5	
湯 河 原 町	○																	2	2	4	8	
愛 川 町	×		55,000以下	×		3,500	4,800	7,200	9,600	12,000	14,400	16,800	19,200	40km以上:21,600円				3	1	4	8	
清 川 村	×		55,000以下	×		3,300	5,000	6,700	8,400	25km以上:10,000円							3		1	4		
国		2km以上	～150,000	○		2,000	4,200	7,100	10,000	12,900	15,800	18,700	21,600	24,400	26,200	28,000	29,800	31,600				

(注1) 「通勤手当」欄の空欄は国と同額であることを示す。

(単位：円)

(注2) 「通勤手当」欄のうち、「国との異同」欄の○は、全ての項目で国と同額の場合のみ。

(注3) 「特殊勤務手当」欄 A：国も特殊勤務手当で措置 B：国は特殊勤務手当以外の制度で措置 C：国は措置なし

(その3)

市町村名	宿日直手当		管理職手当						その他の職 (主なもの)
	国との 異同	全日 (一般)	局長又は理事	部長	次長又は参事	課長	課長補佐 又は課長代理	主幹	
横浜市	×	6,400	156,000、147,500、 139,000、122,000、 105,000	95,500、91,500、 87,500		56,000、53,000、 50,000			
川崎市	○		132,600	94,900		77,400			担当理事:111,300、総務担当部長:103,900、担当部長:90,300、 庶務・企画担当課長:84,800、担当課長:73,700
相模原市	×	4,200	106,200、101,000	92,400	79,300	68,700	60,300	60,300	担当課長:68,700
横須賀市	×	5,500	130,000	120,000、110,000、 100,000	90,000、85,000	80,000、75,000	60,000		
平塚市	×	8,000	118,000	110,000	95,000	90,000	70,000		担当課長:90,000
鎌倉市	×	2,000		110,000	91,800	82,200	73,600		
藤沢市	×	6,200		127,600	92,300	85,300	74,300		担当部長:111,300
小田原市	×	7,500	100,000	98,000		85,000			副部長:90,000、副課長75,000
茅ヶ崎市	×	5,600	105,000	97,000	85,000	80,000		68,000	担当部長:92,000、担当課長:75,000
逗子市	×	4,000		95,000	85,000	80,000	65,000	80,000	担当部長:95,000、担当課長:80,000
三浦市	×	10,000	99,600	88,500		72,700、67,500、 62,300		57,100	担当部長:77,400、参与:63,800、担当課長:57,100
秦野市	×	6,000		99,000	77,000	74,000	62,000		専任参事:89,000、担当参事:81,000、担当課長:64,000、専任主 幹・特定主幹:63,000
厚木市	×	6,000	98,700	98,700、96,000	83,000、82,000	75,000	72,000	64,000	担当部長:96,000、専任参事:93,000、担当次長:83,000、担当 課長・専任主幹:75,000
大和市	×	6,100		95,000	81,000、71,000	71,000		62,000	担当部長:85,000
伊勢原市	○		99,000	86,000	76,000	69,000		65,000	担当部長:86,000、専任参事:81,000、担当課長:69,000
海老名市	×	6,200	101,000	86,000	76,000、67,000	61,000	50,000	42,000	担当部長:86,000、専任参事:76,000、担当課長:61,000
座間市	×	6,400	86,000	86,000	76,000、70,000	64,700		59,700	担当課長:64,700
南足柄市	×	6,300		85,000	72,000	69,000	54,000		担当部長:76,000、担当課長:69,000
綾瀬市	×	支給なし		85,000	70,000	65,000		50,000	担当部長:85,000
葉山町	×	5,600		18%		16%	15%、14%		
寒川町	×	6,500		88,000	73,000	65,500		58,000	担当参事:80,500、専任主幹:65,500
大磯町	×	6,700		19%	19%	17%		16%	副課長・副主幹:14%
二宮町	×	5,000		80,000	80,000	66,000	66,000	54,000	担当部長:80,000
中井町	×	6,500			75,500	58,700			担当課長・専任主任:52,400
大井町	×	6,000			73,000	60,000			専任主幹:45,000、副課長:30,000
松田町	×	6,000			58,000	50,000			専任主幹:45,000
山北町	×	6,000			64,000	55,000	32,000		担当課長:42,000
開成町	×	5,500			82,000	67,000			担当課長:67,000
箱根町	×	6,000		81,000		63,700		32,200	専任課長:50,500、副課長:40,300
真鶴町	×	8,000			50,300	40,500			担当課長:40,500
湯河原町	×	7,500			71,900	58,400			副課長:35,500
愛川町	×	5,000		84,300	78,400	69,800		56,700	専任主幹:65,200、副主幹:40,500
清川村	×	5,000			16%	14%		12%	総括参事:18%、副課長:13%
国		4,400							

(注1) 「宿日直手当」欄の空欄は国と同額であることを示す。

(注2) 管理職手当については、暫定的な削減を行っている場合は削減後の額としている。

(注3) 管理職手当については、定率の百分率以外は定額の額である。

(単位: %、円)